

○東松山市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱

平成30年3月22日決裁

改正 令和3年 3月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における野良猫対策を促進するため、飼い主のいない猫を地域猫として適切に管理する活動を実施する団体に対し、予算の範囲内で東松山市地域猫活動推進事業費補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和48年東松山市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 特定の飼い主がいない猫であって、地域住民の理解と協力を得た上で適切に管理されている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 地域住民やボランティア団体等が、地域に住み着いた野良猫に対し、不妊去勢手術、適切な給餌、トイレの設置等を行うことで、地域猫として適切に管理していく活動をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件を備えた自治会又は動物愛護団体で、市長が認める団体とする。

- (1) 市内に事務所等の活動拠点があること。
- (2) 運営規約、会則等を有し、複数名で構成されていること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としないこと。
- (4) 地域猫活動を3年以上継続して行うことができること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市長が別に定める区域において行う地域猫活動とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の額及び支払方法）

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の10分の10以内とし、予算の範囲で市長が定める額とする。

2 補助金は概算払いすることができる。

（交付申請書）

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、東松山市地域猫活動推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとし、その提出期限は、市長が別に定める。

2 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項は次のとおりとする。

- (1) 地域猫活動事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 活動経費の内訳書（様式第4号）
- (4) 給餌及びトイレの場所を示した図面
- (5) 土地所有者の承諾書
- (6) 運営規約又は会則の写し
- (7) 補助対象団体の構成員名簿
- (8) 事業に対する自治会長等の同意書
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、東松山市地域猫活動推進事業費補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第5号）のとおりとする。

（計画変更）

第9条 前条の規定による交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第4条の規定により提出した書類の記載内容に重要な変更を加えるとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止するときは、東松山市地域猫活動推進事業計画変更申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、補助対象事業の計画変更を承認するときは、補助事業者に対し、東松山市地域猫活動推進事業計画変更承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（概算払いの請求）

第10条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、東松山市地域猫活動推進事業費補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、市長から要求があったときは、補助対象事業の遂行の状況について、書面で市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第12条の報告書の様式は、東松山市地域猫活動推進事業費補助金実績報告書（様式第9号）のとおりとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域猫活動事業報告書（様式第10号）
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 活動状況が確認できる写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の報告書の提出期限は、補助対象事業の完了後30日又は補助金を交付した日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日とする。

（補助金額の確定）

第13条 規則第13条に規定する補助金額の確定通知の様式は、東松山市地域猫活動推進事業費補助金交付額確定通知書（様式第11号）によるものと

する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容
(1) 捕獲費	捕獲箱等捕獲用具購入費用等
(2) 不妊去勢費	不妊去勢手術費用
(3) 病院搬送費	ガソリン等燃料購入費用
(4) 飼料費	餌及び給餌用具購入費用
(5) トイレ施設整備費	トイレ資材及び清掃用具購入費用
(6) 地域猫活動啓発費	啓発品作成用具購入費用、腕章、チラシ等作成費用
(7) 保険費	ボランティア保険加入費用

(8) 捨て猫防止対策費	チラシ、看板等作成費用
(9) その他市長が必要と認める経費	その他市長が必要と認める費用

様式第1号（第7条関係）

東松山市地域猫活動推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所
団 体 名
代表者の職名及び氏名
電 話

東松山市地域猫活動推進事業費補助金の交付を受けたいので、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請金額 _____円
- 2 添付書類
 - (1) 地域猫活動事業計画書（様式第2号）
 - (2) 誓約書（様式第3号）
 - (3) 活動経費の内訳書（様式第4号）
 - (4) 給餌及びトイレの場所を示した図面
 - (5) 土地所有者の承諾書
 - (6) 運営規約又は会則の写し
 - (7) 補助対象団体の構成員名簿
 - (8) 事業に対する自治会長等の同意書
 - (9) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

地域猫活動事業計画書

団体名及び 代表者氏名	
活動地区 (地図を添付)	
野良猫の数	
飼い猫との判別 方法	
被害状況	
活動の実施方法	
活動スケジュール	
活動体制	
地域内の反対者へ の対応	
不妊・去勢手術を 対応する動物病院	
活動期間	

様式第3号（第7条関係）

誓約書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所

団 体 名

代表者の職名及び氏名 (※)

(※) 署名又は記名押印（氏名が自署の場合は押印不要）

電 話

私たちは、東松山市地域猫活動推進事業費補助金の申請するに当たり、下記の内容を約束します。

記

- 1 地域猫に対する給餌場の掃除を行い、置き餌の管理等も行います。
- 2 地域猫に対する糞尿の処理を行います。
- 3 地域内の反対者に対しては、誠意をもって対応します。
- 4 捕獲に関しては、錯誤捕獲等行わないよう、細心の注意をもって行います。
- 5 誤って飼い猫に対し、不妊・去勢手術をした場合、飼い猫の所有者に対し、誠意をもって対応します。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

活動経費の内訳書

経費区分	金額
合計	

第 号
年 月 日

様

東松山市長 印

東松山市地域猫活動推進事業費補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東松山市地域猫活動推進事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定により、下記のとおり交付・不交付することに決定したので通知します。

1 補助金交付決定額等

(1) 交付金額 金 円

(2) 支払方法 概算払

(3) 交付条件

ア 事業に要する経費の配分の変更（軽微なものを除く。）を行う場合には、

市長の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。

ウ 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

2 不交付の場合の理由

様式第6号（第9条関係）

東松山市地域猫活動推進事業計画変更申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所
団 体 名
代表者の職名及び氏名
電 話

下記のとおり計画を変更したいので、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則第9条の規定により承認願いたく申請します。

記

事業計画中の計画 変更部分	
計画変更の理由	

※ 地域猫活動事業計画書（様式第2号）及び当該事業に関する収入支出予算書
など必要書類の添付を行うこと。

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

東松山市長 印

東松山市地域猫活動推進事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請の内容の変更について、東松山市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 変更の内容
- 2 承認理由
- 3 変更後の補助金交付決定額

様式第8号（第10条関係）

東松山市地域猫活動推進事業費補助金概算払請求書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所
団 体 名
代表者の職名及び氏名
電 話

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた東松山市地域猫活動推進事業費補助金について、下記のとおり概算払いを受けたいので、東松山市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

- 1 交付決定額
- 2 請求額
- 3 振込先 金融機関名
口座の種別
口座名義人（フリガナ）
口座番号

様式第9号（第12条関係）

東松山市地域猫活動推進事業費補助金実績報告書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所
団 体 名
代表者の職名及び氏名
電 話

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた東松山市地域猫活動推進事業費補助金について、当該事業が完了したので、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則第12条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 地域猫活動事業報告書（様式第10号）
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (2) 活動状況が確認できる写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第12条関係）

地域猫活動事業報告書

活動団体名及び 代表者名		
活動地域（場所）		
野良猫の増減		
被害の改善状況		
活動の実施方法		
活動経過		
活動体制		
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
活動経費の支出 根拠	経費区分	金額

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

東松山市長 印

東松山市地域猫活動推進事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した、東松山市地域猫活動推進事業費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則第 1 3 条の規定により通知します。

記

交付決定額	金	_____	円
交付確定額	金	_____	円
精 算 額	金	_____	円